

毎週火、金曜日発行(但休日になる日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
(翌日)

鳥取県公報

目次

- ◇条例 鳥取県漁港管理条例
- ◇規則 ふぐの取扱等に関する条例施行規則
- 鳥取県行政組織規程の一部改正
- 鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則の一部改正
- 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- 農業共済事業を実施する市町村
- 県営住宅の家賃の改正
- ◇公安告示 昭和二十六年五月公安委員会告示第四号の廃止
- 風俗営業等取締法施行条例の施行に伴う申請書及び届書の様式

風俗営業等取締法施行条例第十条に基く変更事項の指定
遊技料金の最高額等
◇教委告示 臨時教育委員会の招集

条例

鳥取県漁港管理条例をここに公布する。

昭和三十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十六号

鳥取県漁港管理条例

(目的)

第一条 この条例は、漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)の規定に基き、県が管理する漁港の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(漁港施設の維持運営)

第二条 知事は、県の管理する漁港施設(以下「甲種漁港施設」という。)のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)について、毎年度その維持運営計画を定めるものとする。

2 知事は、甲種漁港施設以外の漁港施設（以下「乙種漁港施設」という。）の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

3 知事は、第一項の甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者若しくは占有者に対して重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ当該漁港の漁港管理会の意見を徴しなければならない。

（漁港の保全）

第三条 何人も漁港の区域内においては、みだりに漁港施設を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。

2 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失

又は損傷がその者の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

第四条 漁港の区域内の陸域で知事が指定する区域（甲種漁港施設である土地を除く。）において工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘さくをしようとする者は、知事の承認を受けなければならない。ただし、別に規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り、同項の承認をしなければならない。

3 第一項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最少限度の区域に限つてするものとする。

4 知事は第一項の規定により同項の区域を指定し、又は廃止しようとするときは、一月前までにこれを公示しなければならない。

（港内の秩序維持）

第五条 知事は、港内の秩序維持のため特に必要があると認めるときは、港内にてい泊、停留又はけい留（以下「停けい泊」という。）をする船舶に対して移動を命ずることができる。

（停けい泊禁止区域）

第六条 知事は、漁港区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停けい泊禁止区域として指定することができる。

2 船舶又はいかだは、停けい泊禁止区域内に停けい泊してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

（危険物等についての制限）

第七条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舶は、知事の指示した場所でない限り停けい泊をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、別に規則で定める。
（放置物件の除去命令）

第八条 漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物その他の物件又は甲種漁港施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、知事は、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

（けい留施設における行為の制限）

第九条 甲種漁港施設であるけい留施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 船舶のけい留に支障を及ぼすおそれのあるいかだその他の物件をけい留すること。

二 漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚又は船積以外の目的のみだりに船舶を横づけすること。

三 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を

積み上げること。

四 漁獲物等をみだりに長期間置いておくこと。

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第十条 知事は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 知事は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所若しくは時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。

3 船舟は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終了したときは、すみやかに第一項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、知事が当該区域の利用上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

4 第二項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚

又は船積が終了したときは、直ちにその陸揚又は船積を行つた場所を清掃しなければならない。

(利用の届出)

第十一条 甲種漁港施設(航路を除く。)を利用しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

(占用等の許可)

第十二条 甲種漁港施設(航路を除く。)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を附することができる。

3 第一項の占用の期間は、一月(工作物の設置を目的とする占用にあつては一年)をこえることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においてはこの限りでない。

(占用料)

第十三条 甲種漁港施設を占用する者は、別表に掲げる占用料を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が占用する場合は、この限りでない。

2 前項の占用料は、前納しなければならない。

3 知事は、特別の事由があると認めるときは、占用料を減免し、又は分納させることができる。

4 既納の占用料は、返還しない。ただし、知事がその者の責に帰することができない事由があると認めたとときは、この限りでない。

(入出港届)

第十四条 漁舟は、漁港に入港したとき又は当該漁港を出港しようとするときは、すみやかに知事に届け出なければならない。ただし、総トン数二十トン未満の船舟及び監視船、警備船その他公務に従事する船舟についてはこの限りでない。

2 当該漁港を主たる根拠地とする総トン数二十トン以上の船舟にあつては、前項の規定にかかわらず、毎月

の漁港入出港状況をすみやかに知事に報告するものとする。

(監督処分)

第十五条 知事は、次の各号の一に該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に附した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転、除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状の回復を命ずることができる。

一 第四条第一項の承認を受けず、同項の新築、改築、採取又は掘さくをした者

二 第十二条第一項の許可を受けず、同項の占用、新築、改築、増築又は除去をした者

三 第十二条第二項の規定による許可に附した条件に違反した者

四 偽りその他不正な手段により第四条第一項の規定による承認又は第十二条第一項の規定による許可を

受けた者

2 前項に規定する処分により生じた損失は、当該処分を受けた者の負担とする。

(公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)

第十六条 知事は、漁港修築事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、第四条第一項の規定による承認又は第十二条第一項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県は通常生ずべき損失を補償するものとする。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、二千円以下の過料に処する。

一 第四条第一項の承認を受けず、同項の新築、改築、採取又は掘さくをした者

二 第五条、第八条、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による知事の命令に従わない者

三 第六条第二項、第七条第一項、第九条又は第十条第三項の規定に違反した者

四 第七条第二項の許可を受けず、同項の荷役をした者

五 第十二条第一項の許可を受けず、同項の占有、新築、改築、増築又は除去をした者

六 第十四条第一項の届出をしないで、同項の入港又は出港をした者

第十八条 偽りその他不正な手段により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍の相当する金額以下の過料に処する。

(補則)

第十九条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、昭和三十四年五月一日から施行する。

別表

占用料料金表

占 用 物 件	単 位	料 金
漁港施設用地	十平方メートル当り	二 円
その他の漁港施設(航路を除く。)	" "	" "
泊 地	" "	" "

(備考)

- 一 それぞれの単位に端数を生じたときは、それぞれ一単位として計算する。
- 二 一件の占用料の額が五十円未満となるときは、五十円とする。

ふぐの取扱等に関する条例施行規則をここに公布する。
昭和三十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九号

ふぐの取扱等に関する条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、ふぐの取扱等に関する条例(昭和
三十四年三月鳥取県条例第十二号。以下「条例」とい
う。)の施行に関し必要な細則を定めることを目的と
する。

(試験)

第二条 条例第三条第一項に規定するふぐ処理師試験は
次の科目について行う。

- 一 衛生関係法規
- 二 公衆衛生学

- 三 食品衛生学
- 四 ふぐ処理の実地(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)

2 条例第三条第二項に規定するふぐ調理師試験は次の
科目について行う。

- 一 ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- 二 衛生関係法規(主として条例)
- 三 ふぐ調理の実地(毒性臓器の鑑別を含む。)

(試験の告示)

第三条 知事は、条例第三条第一項又は第二項に規定す
る試験の期日、場所及び受験願書の受付期間その他試
験に必要な事項をあらかじめ公告するものとする。

(受験手続)

第四条 条例第三条第一項に規定するふぐ処理師試験を
受けようとする者は、ふぐ処理師試験受験願(様式第
一号)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。
ない。

- 一 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

二 写真(六月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、
上半身のもの)

三 条例第三条第一項の規定に該当する者である旨の
所轄保健所長の証明書(様式第三号)

2 条例第三条第二項に規定するふぐ調理師試験を受け
ようとする者は、ふぐ調理師試験受験願書(様式第一
号)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。
い。

- 一 履歴書
- 二 写真(六月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、
上半身のもの)
- 三 調理師免許証(鳥取県調理師免許証を含む。)(の写
合格証書)

第五条 条例第三条第一項又は第二項に規定する試験に
合格した者には、合格証書(様式第三号)を交付す
る。

(免許の申請)
第六条 条例第三条第一項又は第二項に規定する免許を

受けようとする者は、免許申請書(様式第四号)に次
の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただ
し、他の都道府県においてふぐ調理師又はふぐ処理師
の免許を受けた者は、当該都道府県の発行したその旨
を証する書面をもつて合格証書に替えることができ
る。

- 一 合格証書の写
- 二 精神病者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい
剤の中毒者でないことを証明する医師の診断書

(登録事項)

第七条 ふぐ処理師名簿又はふぐ調理師名簿に登録する
事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍(日本国籍を有しない者についてはその国籍
)、氏名、生年月日及び性別
- 三 免許取得資格の種類
- 四 免許の取消しに関する事項
- 五 免許証を書換交付し、又は再交付した場合には、

その旨並びにその理由及び年月日
 六 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日
 (免許証の様式)
 第八条 条例第三条第四項の免許証は、様式第五号とする。

(認証の申請)
 第九条 条例第四条第一項に規定する認証を受けようとする者は、認証申請書(様式第六号)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。
 一 営業施設に専任のふぐ処理師又はふぐ調理師を置く場合は、その者と営業者との雇傭関係を明らかにする書面
 二 申請者がふぐ処理師又はふぐ調理師であつて直接ふぐ取扱又はふぐ処理に従事する場合は、本人が常にみずからふぐ取扱又はふぐ調理を実施する旨の誓約書

2 条例第四条第二項に規定する認証書は、様式第七号によるものとする。

3 条例第四条第三項に規定する標識は、所轄保健所が検印した標札(様式第八号)とする。
 (認証台帳登録事項)
 第十条 認証営業台帳に登録する事項は、次のとおりとする。
 一 認証番号及び認証年月日
 二 営業所の所在地及び屋号、営業の種類並びに営業者の氏名及び生年月日
 三 専任のふぐ処理師又はふぐ調理師の登録番号、氏名及び生年月日
 四 認証の取消又は営業の禁止若しくは停止に関する事項
 五 認証書を書換交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
 六 認証の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

(免許証の書換、再交付の申請)
 第十一条 ふぐ処理師又はふぐ調理師は、本籍又は氏名

を変更したときは、三十日以内に免許証書換申請書(様式第九号)に免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて知事に免許証の書換申請しなければならない。
 い。

第十二条 ふぐ処理師又はふぐ調理師は、免許証をき損し、若しくは亡失したときは、免許証再交付申請書(様式第十号)にき損の場合は免許証を、亡失の場合は理由書をつけてただちに知事に申請しなければならない。
 い。

(免許証の返納)
 第十三条 ふぐ処理師又はふぐ調理師は、次の各号の一に該当するに至つたときは、五日以内に免許証を知事に返納しなければならない。
 一 条例第七条の規定により免許の取消処分を受けたとき。
 二 免許証の再交付を受けた後に失つた免許証を回復したとき。

2 ふぐ処理師又はふぐ調理師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に免許証を添えてその旨知事に届け出なければならない。
 (登録事項の訂正)
 第十四条 知事は、前三条の申請又は届出を受けたときは、ふぐ処理師名簿又はふぐ調理師名簿の登録事項を訂正し、又は消除するものとする。
 (認証書の書換申請)
 第十五条 条例第四条第一項の規定により認証を受けた営業者は、次の事項に変更のあつたときは、五日以内に認証書書換申請書(様式第十一号)に認証書を添えて知事に申請しなければならない。
 一 ふぐ処理師又はふぐ調理師
 二 営業所の屋号
 (認証書の返納)
 第十六条 条例第四条第一項の規定により認証を受けた営業者は、営業を廃止したとき又はふぐ処理師若しく

告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に免許証を添えてその旨知事に届け出なければならない。
 (登録事項の訂正)
 第十四条 知事は、前三条の申請又は届出を受けたときは、ふぐ処理師名簿又はふぐ調理師名簿の登録事項を訂正し、又は消除するものとする。
 (認証書の書換申請)
 第十五条 条例第四条第一項の規定により認証を受けた営業者は、次の事項に変更のあつたときは、五日以内に認証書書換申請書(様式第十一号)に認証書を添えて知事に申請しなければならない。
 一 ふぐ処理師又はふぐ調理師
 二 営業所の屋号
 (認証書の返納)
 第十六条 条例第四条第一項の規定により認証を受けた営業者は、営業を廃止したとき又はふぐ処理師若しく

告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に免許証を添えてその旨知事に届け出なければならない。
 (登録事項の訂正)
 第十四条 知事は、前三条の申請又は届出を受けたときは、ふぐ処理師名簿又はふぐ調理師名簿の登録事項を訂正し、又は消除するものとする。
 (認証書の書換申請)
 第十五条 条例第四条第一項の規定により認証を受けた営業者は、次の事項に変更のあつたときは、五日以内に認証書書換申請書(様式第十一号)に認証書を添えて知事に申請しなければならない。
 一 ふぐ処理師又はふぐ調理師
 二 営業所の屋号
 (認証書の返納)
 第十六条 条例第四条第一項の規定により認証を受けた営業者は、営業を廃止したとき又はふぐ処理師若しく

はふぐ調理師がいなくなつたときは、すみやかにその旨を記載した書類を添えて認証書を知事に返納しなければならぬ。

(登載事項の訂正)

第十七条 知事は、前二条の申請又は返納を受けたときは、認証営業台帳の登録事項を訂正し、又は消除するものとする。

(書類の経由)

第十八条 条例又はこの規則により知事に提出する書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県調理士条例施行規則(昭和三十年九月鳥取県規則第四十六号)は、廃止する。

様式第一号

ふぐ処理師(調理師)試験受験願

収入証紙
をはりつ
ける

本籍
住所
氏名

年 月 日 生

ふぐの取扱等に関する条例第三条の規定によるふぐ処理師(調理師)試験を受けたいので関係書類を添えて
お願ひします

昭和 年 月 日

氏名

鳥取県知事

殿

印

様式第二号

証 明 書

住 所
氏 名

年 月 日 生

右の者はふぐの取扱等に関する条例第三条第一項に規定する営業施設のうち 営業に二年以上従事している者であることを証する。

昭和 年 月 日

保健所長 印

様式第三号

第 号

合 格 証 書

本籍
氏名

年 月 日 生

右の者は昭和 年 月 日実施したふぐ処理師(調理師)試験に合格したことを証する

昭和 年 月 日

鳥取県知事

印

様式第九号

ふぐ処理師(調理師) 免許証書換申請書

収入証紙
をはりつ
ける

本籍
住所
氏名

年 月 日 生

次のとおり本籍(氏名)を変更したのでふぐの取扱等に関する条例施行規則第十一条の規定により免許証の書換を受けるため関係書類を添えて申請します。

記

変更事項 本籍(氏名)

新旧

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

名 ⑩

様式第十号

ふぐ処理師(調理師) 免許証再交付申請書

収入証紙
をはりつ
ける

本籍
住所
氏名

免許番号

年 月 日 生

免許をき損(亡失)したのでふぐの取扱等に関する条例施行規則第十二条の規定により免許証の再交付を受けるため関係書類を添えて申請します

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

名 ⑩

様式第十一号

認 証 書 書 換 申 請 書

収入証紙
をはりつ
ける

申請者住所氏名

(法人の場合は、その名称、事務所所在地
代表者の氏名)

次のとおり認証事項に変更が生じたので、ふぐの取扱等に関する条例施行規則第十五条の規定により認証書の書換を受けるため関係書類を添えて申請します。

記

変更事項 旧 新

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

名 ⑩

備考(ふぐ処理師(調理師)の変更の場合は氏名)及び免許番号を記載すること。

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「鳥取県八頭厚生寮」を削る。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削 除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

退職手当金額計算書				第一号様式の三	
下記のとおり取り調べたので給与されたく関係書類を添えて内申する。				裁定者	合 議
年 月 日 所属長職氏名印					
添付書類	1 履歴書 2 退職所得に関する申告書 3 戸籍謄本 (死亡退職の場合)			動続期間の内訳	
元 職 名	知事, 副知事, 出納長				
氏 名				在 始	合
現 住 所					
退職年月日	年	月	日	職	年 年 年
退職事由				終	
勤続期間	月			期	月 月 月
給料月額	円			計	日 日 日 かま かま らで らで
退職手当額	知事	5/10	月	円	数 月 月 月
	副知事	3/10	月	円	
	出納長	2/10	月	円	
支給決定額	円			裁定年月日	
退職手当 受給遺族	氏 名	続 柄	支給決定額	原 簿	
			円	裁定通知書	
			円	施行年月日	
記号番号	裁 定 年 月 日			施行者印	

鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十一号

鳥取県職員退職手当支給例令の施行細則の一部を改正する規則

鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則（昭和二十四年八月鳥取県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別記第一号様式」の下に「から第一号様式の三まで」を加える。

別記第一号様式の二の次に次の様式を加える。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一中「七十一」と畜検査手数料

牛馬	五百円
犢、駒、豚	三百円
めん羊、山羊	二百円
「七十一」と畜検査手数料	を
牛、馬	五百円
犢、駒	三百円
豚	二百円
めん羊、生体五十キロ	二百円
グラム未満の犢、駒	百円

に改める。
附 則
山 羊 五十円」

告 示

鳥取県告示第六十五号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第八十五条の三第一項の規定による共済事業を行う市町村及び当該市町村が行う共済事業の実施区域を、同法第八十五条の三第四項の規定に基き、次のように公示する。

昭和三十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

市町村名	共済事業の実施区域	当該市町村に対し移譲の申出を行った農業共済組合
西伯町	西伯村の区域一円	西伯町 農業 共済組合
用瀬町	用瀬町の区域一円	用瀬町 農業 共済組合
会見町	会見町の区域一円	会見町 農業 共済組合
岸本町	岸本町の区域一円	岸本町 農業 共済組合

鳥取県告示第六十六号

鳥取県営住宅の家賃を次のように改正し、昭和三十四年四月一日から施行する。

昭和三十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

団 地 名	構造別	月 額 家 賃
米子市日の出町	簡易耐火	二千二百八十一円

鳥取県公安委員会告示条四号

昭和二十六年五月鳥取県公安委員会告示第四号(風俗営業取締法施行条例第三十二条第三号の規定による団体)は、昭和三十四年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十四年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

鳥取県公安委員会告示第五号

昭和三十年五月鳥取県公安委員会告示第四号(風俗営業取締法施行条例)の施行に伴う申請書及び届書の様式)の全部を次のように改正し、昭和三十四年四月一日から施行する。

昭和三十四年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

風俗営業等取締法施行条例の施行に伴う申請書及び届書の様式

風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第九号。以下「条例」という。)の施行に伴い申請書及び届書の様式を次のように定める。

- 一 条例第五条に基づく許可申請については 第一号様式
- 二 条例第六条第二項に基づく許可証再交付申請については 第二号様式
- 三 条例第七条に基づく許可証の返納については 第三号様式

- 四 条例第九条に基づく許可更新申請については 第四号様式
- 五 条例第十条に基づく構造設備の増(改)築等の承認申請については 第五号から第九号様式まで
- 六 条例第十一条に基づく許可事項の変更届については 第十号から第十三号様式まで
- 七 条例第十二条に基づく使用人の雇用(解雇)届については 第十四号様式
- 八 条例第二十三条に基づく営業時間の延長承認申請については 第十五号様式
- 九 条例第二十八条第三項第八号に基づく競技会開催承認申請については 第十六号様式

第一号様式

風俗営業許可申請書

申請者の本籍、住所、氏名、生年月日(法人にあつては、その名称、事務所の所在地、代表者及び業務を行う役員の本籍、住所、氏名、生年月日)	
管理者を定めたときはその本籍、住所、氏名、生年月日	
営業所の名称及び所在地	
営業種別	
第五号営業又は第六号営業にあつては、提供する飲食物のうち主な品目	
遊技場にあつては、遊技の方法、遊技料金、賞品の金額、品目及びその提供方法	別紙のとおり

右のとおり風俗営業の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します

昭和 年 月 日 右 氏 名 印
鳥 取 県 公 安 委 員 会 殿

添付書類

- 1 営業用家屋等の平面図(各室の用途、面積及び構造設備を明示するとともに営業所の総面積を附記すること。)
- 2 営業用家屋等の位置から百メートル以内の地域の略図
- 3 営業用家屋等が他人の所有に属するときは、その使用権を疎明する書類
- 4 法人にあつては、定款の写及び登記簿の抄本

第二号様式

風俗営業許可証再交付申請書

営業者の住所、氏名、生年月日 (法人にあつては、その名称、 事務所の所在地、代表者の住所 氏名、生年月日)	営業所の名称及び所在地	営業種別	許可年月日及び許可番号	申請事由

右のとおり許可証の再交付を申請します。

昭和 年 月 日

右 氏 名 印

鳥取県公安委員会 殿

(注) き損のため再交付申請する場合は、そのき損した許可証を添附すること。

第三号様式

許可証の返納

営業者の住所、氏名、生年月日 (法人にあつては、その 名称、事務所の所在地、代表 者の住所、氏名、生年月日)	営業種別	返納事由の生じた年月日及 び返納事由

右のとおりにつき許可証を返納します。

昭和 年 月 日

鳥取県公安委員会 殿

右 氏 名 印

(注) 許可証を返納する場合は、法第二条第三項の規定により許可が効力を失つたとき、許可を取り消されたとき、許

可証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた許可証を回復するに至つたとき、廃業したとき、死亡(法
人にあつては解散)したとき、である。

第四号様式

遊技場営業許可更新申請書

営業者の本籍、住所、氏名、生年月日（法人にあつては、その名称、事務所の所在地、代表者の本籍、住所、氏名、生年月日）	
管理者のあるときは、その本籍、住所、氏名、生年月日	
営 業 種 別	
許可年月日及び、許可番号	
別添 証明書 等の 名称	

右のとおり営業許可の更新を受けたいので娯楽設備利用税に対する証明書及び許可証を添えて申請します。

昭和 年 月 日

右 氏 名 印

鳥 取 県 公 安 委 員 会 殿

第五号様式

営業所構造設備増(改)築承認申請書

営業者の本籍、住所、氏名、生年月日（法人にあつては、その名称、事務所の所在地、代表者の本籍、住所、氏名、生年月日）	
管理者のあるときは、その本籍、住所、氏名、生年月日	
営業所の名称及び所在地	
営 業 種 別	
許可年月日及び許可番号	
増(改)築部分を明示した営業所の平面図	別紙のとおり

右のとおり構造設備の増(改)築をしたので承認されたく許可証を添え申請します。

昭和 年 月 日

右 氏 名 印

鳥 取 県 公 安 委 員 会 殿

第六号様式

遊技機械(器具)変更承認申請書

営業者の本籍、住所、氏名、 生年月日(法人にあつては、 その名称、事務所の所在地、 代表者の本籍、住所、氏名、 生年月日)	
管理者のあるときは、その 本籍、住所、氏名、生年月 日)	
営 業 種 別	
許可年月日及び許可番号	
変更しようとする機械(器 具)の名称、数量、遊技機 械の構造説明書	別紙のとおり

右のとおり変更したいので承認されたく許可証を添え申請します。

昭和 年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 殿

右 氏 名



第七号様式

客室転用承認申請書

営業者の本籍、住所、氏名、 生年月日(法人にあつては その名称、事務所の所在地、 代表者の本籍、住所、氏名、 生年月日)	
管理者のあるときは、その 本籍、住所、氏名、生年月日	
営業所の名称及び所在地	
営 業 種 別	
許可年月日及び許可番号	
客室に転用しようとする室 を明示した営業所の平面図	別紙のとおり

右のとおり客室に転用したいので承認されたく許可証を添え申請します。

昭和 年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 殿

右 氏 名



第八号様式

法人の代表者(法人の業務を行う役員) 変更承認申請書

名称、事務所の所在地、代表者の本籍、住所、氏名、生年月日	
営業所の名称及び所在地	
営 業 種 別	
許可年月日及び許可番号	
変 更 現代表者(役員)の本籍、住所、氏名、生年月日	
事 項 新代表者(役員)の本籍、住所、氏名、生年月日	

右のとおり変更したいので承認されたく許可証を添え申請します。

昭和 年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 殿

右 氏 名 ④

第九号様式

管理者の新設(変更)承認申請書

営業者の本籍、住所、氏名、生年月日(法人にあつては、その名称、事務所の所在地、代表者の本籍、住所、氏名、生年月日)	
営業所の名称及び所在地	
営 業 種 別	
許可年月日及び許可番号	
現 管理者の本籍、住所、氏名、生年月日	
新 管理者の本籍、住所、氏名、生年月日	

右のとおり管理者を新設(変更)したいので承認されたく許可証を添え申請します。

昭和 年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 殿

右 氏 名 ④

第十号様式

風俗営業 <small> 営業者の本籍、住所、氏名、(法人にあつては、名称、事務所、所在地、代表者若しくは業務を 行つた役員の本籍、住所、氏名、生年月日) 管理者の本籍、住所、氏名 営業所の名称 </small> 変更届		営業者の本籍、住所、氏名、生年月日(法人にあつては、その名称、事務所、所在地、代表者の本籍、住所、氏名、生年月日)	営業所の名称及び所在地	営業種別	変更事項
右のとおり変更したので許可証を添えてお届けします。					
昭和 年 月 日					
鳥取県公安委員会 殿					
右 氏 名					
⑩					

第十一号様式

管 理 者 廃 止 届		営業者の本籍、住所、氏名、生年月日(法人にあつては、その名称、事務所、所在地、代表者の本籍、住所、氏名、生年月日)	廃止する管理者の本籍、住所、氏名、生年月日	管理者廃止年月日	営業種別
右のとおり管理者を廃止したので許可証を添えてお届けします。					
昭和 年 月 日					
鳥取県公安委員会 殿					
右 氏 名					
⑩					

第十二号様式

風 俗 営 業 休 業 届

営業者の本籍、住所、氏名、 生年月日（法人にあつては、 その名称、事務所の所在 地、代表者の本籍、住所、 氏名、生年月日）	管理者のあるときは、その 本籍、住所、氏名、生年月日	営業所の名称及び所在地	営 業 種 別	休 業 期 間	休 業 事 由

右のとおり休業しますので許可証を添えお届けします。

昭和 年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 殿

右 氏 名 〇

第十三号様式

遊 技 営 業
（遊技の方法、賞品の提供方法）
変 更 届

営業者の本籍、住所、氏名、 生年月日（法人にあつては、 その名称、事務所の所在 地、代表者の本籍、住所、 氏名、生年月日）	管理者のあるときは、その 本籍、住所、氏名、生年月日	営業所の名称及び所在地	営 業 種 別	現在の許可事項及び変更事 項
				別紙のとおり

右のとおり変更したので許可証を添えてお届けします。

昭和 年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 殿

右 氏 名 〇

第十四号様式

使用人の雇用(解雇)届

営業者の本籍、住所、氏名、 生年月日(法人にあつては、 その名称、事務所の所在地、 代表者の本籍、住所、氏名、 生年月日)	
営業所の名称及び所在地	
営 業 種 別	
使用人の本籍、住所、 氏名、生 年 月 日	
雇用(解雇)年月日	

右のとおり使用人を雇用(解雇)したのでお届けします。

昭和 年 月 日

警察署長殿

右 氏 名 ④

第十五号様式

営業時間延長承認申請書

営業者の本籍、住所、氏名、 生年月日(法人にあつては、 その名称、事務所の所在 地、代表者の本籍、住所、 氏名、生年月日)	
管理者のあるときは、その 本籍、住所、氏名、生年月日)	
営業所の名称及び所在地	
営 業 種 別	
延長期間及び延長時間	
延長を必要とする理由	

右のとおり営業時間を延長したので承認されたく申請します。

昭和 年 月 日

警察署長殿

右 氏 名 ④

第十六号様式

競技会開催承認申請書

営業者の本籍、住所、氏名、生年月日（法人にあつては、その名称、事務所の所在地、代表者の本籍、住所、氏名、生年月日）	
営業所の名称及び所在地	
営業種別	
開催日時場所	
遊技の方法、料金、賞品の提供方法等の詳細	別紙のとおり

右のとおり競技会を開催したいので承認されたく申請します。

昭和 年 月 日

鳥取県公安委員会 殿

右 氏 名 印

鳥取県公安委員会告示第六号

風俗営業等取締法施行条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第九号）第十条に規定する「その他公安委員会が指定する事項について変更しようとするとき」とは、次の各号に掲げる場合とし、昭和三十四年四月一日から施行する。

昭和三十四年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

- 一 遊技に用いる機械又は器具を変更しようとするとき
- 二 従来の従業者又は家族の居室を客室に転用するとき

鳥取県公安委員会告示第七号

昭和三十年五月鳥取県公安委員会告示第三号（遊技料金の最高額等）の全部を次のように改正し、昭和三十四年四月一日から施行する。

昭和三十四年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

風俗営業等取締法施行条例（昭和三十四年三月鳥取県条

例第九号）第二十八条第三項第二号の規定により、遊技の料金並びに賞品の最高額、種類及びその提供方法を次のとおり定める。

一 遊技の料金

- 1 ぱちんこ屋 一回百円以内（玉一個二円以内）
- 2 スマートボール屋一回百円以内（玉一個二円五十銭以内）

3 まあじやん屋 一卓一荘につき百円以内

4 射的遊技場 一回五十円以内（玉一個五円以内）

5 輪投遊技場 一回五十円以内（輪一個五円以内）

二 賞品一個の最高額

- 1 ぱちんこ屋 二百円以内
- 2 スマートボール屋 二百円以内
- 3 射的遊技場 百円以内
- 4 輪投遊技場 百円以内

三 賞品の種類

